

令和7年度 沖縄市エイサー商品券 参加店舗向けマニュアル

目次

配布物一覧・商品券事業概要	1P
商品券対象外商品・サービス・R7年度沖縄市エイサー商品券参加店舗誓約事項・偽造防止について	2P
販促物設置について・商品券受け取りについて・換金申請準備について	3P
換金申請受付について	4~5P
換金スケジュール	6P
コミュニティラジオ FMコザ内ミニコーナー番組&店舗オリジナル販促物制作について・よくある質問・問い合わせ先	7P

沖縄市エイサー商品券事務局
5月2日作成

配布物一覧

※デザインは変更になる可能性があります。

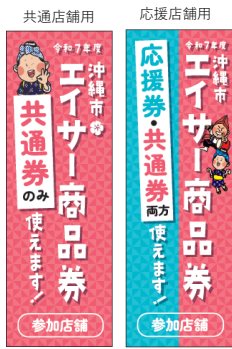
①のぼり

②ステッカー

③ポスター

④商品券見本

⑤卓上スタンド



※防炎加工なし

共通店舗用

応援店舗用

※共通店舗には共通券の見本のみ送付

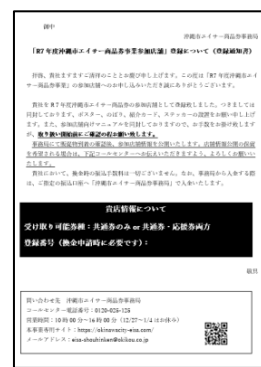
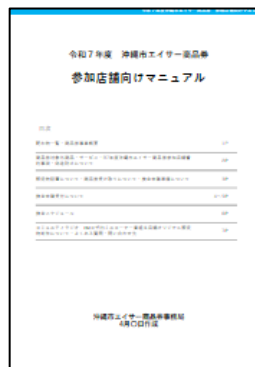
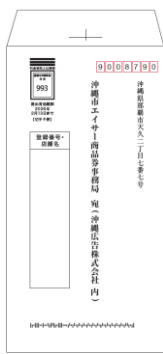
⑥紹介カード

⑦換金申請書

⑧換金申請用封筒

⑨本マニュアル

⑩登録通知書



※複写式（12枚/1セット）

※12枚/1セット

※①③④は共通店舗の場合、共通券のみの販促物を封入しております。取り扱い可能な商品券の券種は⑩登録通知書をご確認ください。

商品券事業概要

名称	沖縄市エイサー商品券
券種	①共通券（サーちゃん商品券）：すべての参加店舗が対象 ②応援券（エイ坊商品券）：大型スーパー・コンビニ・チェーン店等を除く参加店舗が対象
額面	ひとり当たり4,000円（共通券500円×4枚+応援券500円×4枚） ※おつりは出ません
配布対象者	1次配布：令和7年4月10日時点で沖縄市住民基本台帳に登録されている方 2次配布：令和7年4月11日～6月30日の期間で転入・出生された方 3次配布：令和7年7月1日以降で転入・出生された方
商品券配布期間	1次配布：5月中旬～6月末（予定）に郵送 2次配布：7月中旬～随時郵送 3次配布：窓口にて随時配布
商品券対象外商品・サービス	2Pをご確認ください
商品券利用期間	令和7年5月31日（土）～令和8年1月31日（土）
参加店舗紹介方法（予定）	①店頭設置用販促物（ポスター・のぼり・ステッカー・カード） ②専用サイト上の参加店舗一覧ページ ③参加店舗一覧冊子・広報誌紙面 ④コミュニティラジオ FMコザ内でのミニコーナー番組
商品券換金受付期間	令和7年6月上旬～令和8年2月中旬 ※詳しくは6Pをご確認ください

商品券対象外商品・サービス


1. 出資や金融商品の購入
2. 国や地方公共団体への支払い
3. 債務の支払い（振込手数料・電気・ガス・水道料金・保育料等）
4. 有価証券、商品券、ビール券、おこめ券、図書券・切手・官製はがき・印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
5. たばこ
6. 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
7. 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車場等の不動産や資産性の高いもの（自動車）に関わる支払い
8. 現金との換金、銀行への預け入れ
9. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第二条で定める「風俗営業」及び「性風俗関連特殊営業」に該当する営業に係る支払い
10. 特定の宗教・政治団体とかかわる場合や業務の内容が公序良俗に反するもの
11. 商品券の交換又は売買
12. その他、商品券発行の趣旨にそぐわないもの

R7年度沖縄市エイサー商品券参加店舗誓約事項

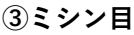
- ① 商品の販売、又はサービスの提供無く商品券の換金を行いません。また、商品券の譲渡、売買は行いません。
- ② 商品券を利用できない商品に対して、商品券での支払いを受付しません。
また、利用できる商品に対して、商品券の受付を拒みません。
- ③ 商品券の再版・再流通、ほか商品券の偽造・悪用・濫用致しません。
- ④ 商品券を紛失・き損した場合、すべて自己責任とします。
- ⑤ 商品券の利用期間中は参加店舗として事業に参加し、真にやむを得ない限り途中辞退は致しません。
- ⑥ 商品券換金期限を確認し、その期限を遵守します。
- ⑦ 商品券の取り扱い、参加店舗の責務ほか、募集要項に記載している内容に同意し、遵守します。
- ⑧ 商品券の利用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合は、自ら解決に努めます。
- ⑨ 商品券の取り扱いに関して事務局からの改善要請等があった場合には、それに従います。
- ⑩ 「政治団体とかかわる店舗等」、「公序良俗に反する店舗」、「暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者」ではありません。
- ⑪ 「暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者」に該当するか、否か関係機関に照会することに承諾します。
- ⑫ 店舗名・所在地・電話番号・業種等の公表（専用サイト・チラシ等に掲載）について承諾します。
- ⑬ 店舗名・所在地・電話番号・業種等の情報を事務局へ提供することに承諾します。
- ⑭ 事業アンケート提出へ協力します。
- ⑮ 現金価格より高額な商品券特別価格などの設定は致しません。
(例) 商品券の場合150円、現金等の場合100円とするような価格設定。

偽造防止について

商品券見本を参考に偽造防止内容のご確認をお願い致します。商品券見本を、すぐに確認できる場所に備え付け、スタッフの皆様へ情報共有を行ってください。



①市章マークをUVニスインクで印刷
光沢感が出ます。



③ミシン目



商品券の利用対象にならないもの

- 医療保険や介護保険の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）●出費や債務の支払い（税金、振込手数料、水道料金など）●金、プラチナ、銀、有価証券、商品券・ビール券、図書券、店舗が独自発行する商品券等）旅行券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入 ●たばこ事業法(昭和59年法律第66号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入 ●事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入(事業経費) ●土地・家屋購入、家賃・地代・権利(一時的に借り) ●等の不動産に関わる支払い ●現金との換金、金融機関への預け入れ ●特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの、その他当該発行趣旨にそぐわないもの、各参加店舗が指定するもの

その他 商品券の取扱いについては次に掲げるものとすること

- 参加店舗において利用期間内に限り利用可能とする●購入後の返品はできない●現金との引き換えはしない●引換えは支払いがない●盗難・紛失、滅失または偽造、破損等に対して店舗が生じた場合、受託事業者が負って賠償を額無し、沖縄市は責を負わない●参加店舗は、本券を利用対象外とする商品を独自に定める場合は、あらかじめ、利用者が認識できるよう明示すること

取扱店名

②押印

〈お問い合わせ〉沖縄市エイサー商品券事務局 TEL.0120-025-125

①UVニス加工	特殊なインクを使用することで光沢感が出ます。通常のコピー機印刷では再現不可な加工を施します。
②受付事業者名の押印	取扱店名押印欄への押印又はサインを行うことで再流出を防ぎます。
③ミシン目	商品券はシート状となっており、商品券はミシン目で切り取るタイプです。ミシン目は通常の印刷機では印刷することは難しいため、偽造防止になります。

販促物設置について

販促物が届きましたら、店頭への設置をお願いいたします。利用開始日以降、店頭へ設置してください。販促物は追跡可能なレターパックでお送りしますので、追跡機能で到着を確認できましたら、専用サイト上の参加店舗一覧へ公開します。もし、スタッフ間でのレクチャーなど開始までに準備期間を要する場合は、コールセンターへ希望開始日をお伝えください。希望日以降に公開します。

卓上スタンドは下記の流れで設置してください。

- ①応援券へ×印をつけてください。※共通店舗のみ
- ②卓上スタンドを組み立ててください。
- ③カード置き場へカードを設置してください。



商品券受け取りについて

以下の流れで受け取りを行ってください。

①購入商品の確認

購入商品が利用対象内および、利用期間内であることを確認してください。

※お釣りは出ません。商品券額面以下の場合、お客様へお釣りが出ない旨をお伝えください。

②商品券の真贋確認

商品券に偽造防止加工が施されているか見本を参考に確認してください

- 偽造防止につきましては、前ページ「商品券偽造防止について」をご覧ください。
- 沖縄市の「令和7年度沖縄市エイサー商品券」であることを確認
(過去の沖縄市商品券及び他市町村の商品券は使用できません)

③商品券の受付

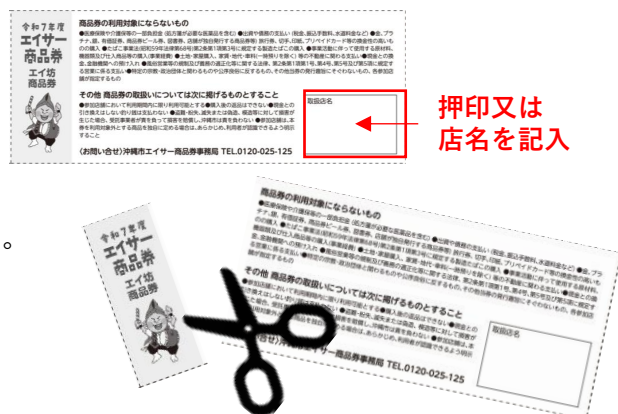
商品券の表面の取扱店名押印枠へ店印を押印する。
または、店名を記入してください

④使用済み商品券の保管

郵送で換金申請を行う場合は、半券を切り離してください。
対面で換金申請を行う場合は、切り離しは不要です。
換金申請するまで使用済み商品券を厳重に保管してください。

⑤【郵送の場合】商品券半券（小さい方）の保管

入金額を確認されるまで厳重に保管してください。



換金申請準備について

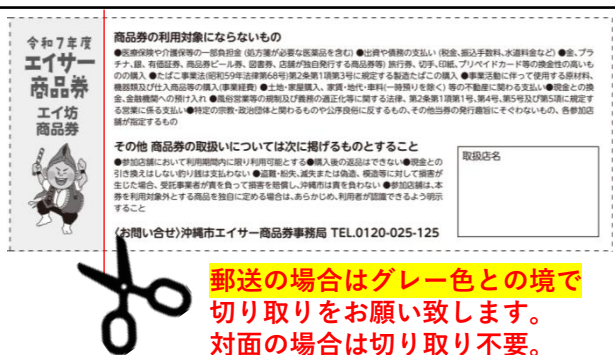
参加店舗における換金手数料は不要です。換金申請をされる際は以下の準備物をご用意ください。

【準備物】

- ①使用済み商品券（郵送の場合は大きい方の半券）
- ②換金申請書（対面の場合は事務局で用意いたします）
- ③登録番号（換金申請書への記入が必要です）
- ④換金申請用封筒（郵送の場合のみ）

【換金業務の作業効率化へのご協力をお願いいたします】

- ①商品券は券種ごとで分けて申請を行ってください。
- ②複数店舗同時に申請される際は店舗ごとに分けてください。



【留意事項】

使用済みの商品券を保管される際に、ホッチキスやポストイットなどの利用はご遠慮いただけますと幸いです。

商品券の枚数を確認する機械がスムーズに機能しなくなる可能性がございます。
※ホッチキスが機械に挟まったり、ポストイットの粘着で2枚を1枚と数えてしまう可能性がございます。



換金申請受付について

換金申請方法は大きく分けて郵送と対面の2種類があります。対面での受付の場合、商品券の半券を切り離す必要はございません。郵送で申請される場合は切り離し、小さい方の半券は店舗での保管をお願い致します。換金申請時に必要なものを方法に合わせてご準備をお願いいたします。

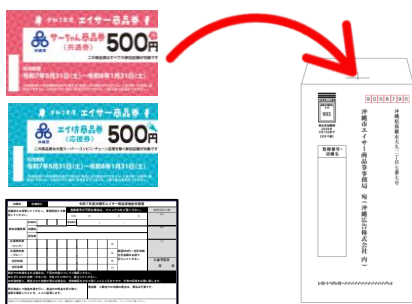
①郵送の場合

商品券の大きい方の半券を専用封筒に入れてポストへ投函するだけです。切手代は不要です。枚数確認後、振込を行います。

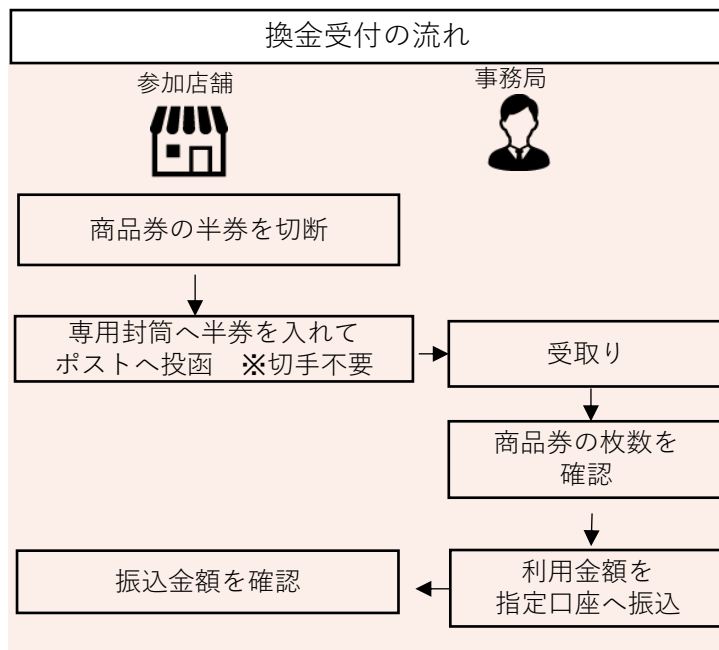
換金申請時に必要なものは次の4点です。

- ①使用済み商品券 ②換金申請書（事務局控え）
 - ③換金申請用封筒
 - ④登録番号（換金申請書への記入が必要です）
- ※②③④は販促物や本マニュアルと同封しております。

大きい方の半券



事務局控え



※普通郵便は土日配送がないため、3～5日以上かかることもございますので、ゆとりをもって投函をお願い致します。

②対面の場合

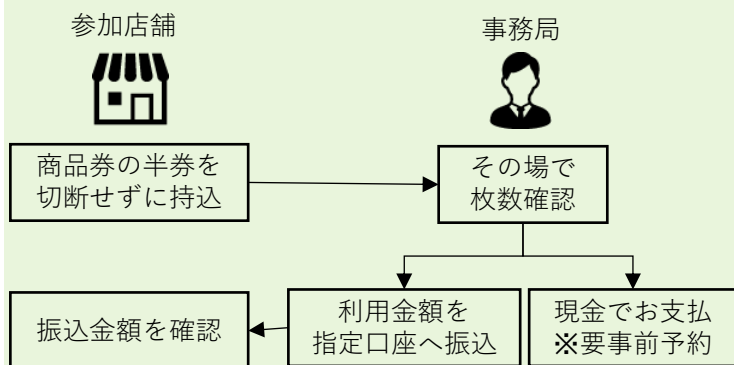
対面で事務局がその場で確認し、受付する方法です。なお、対面の場合、受付場所は常設換金所または、事務局スタッフが参加店舗を訪問する2種類があります。支払い方法も後日振込と、その場で現金にて支払う2種類があります。

換金申請時に必要なものは次の2点です。

- ①使用済み商品券 ②登録番号（換金申請書への記入が必要です）
- ※②は販促物や本マニュアルと同封しております。

換金受付の流れ

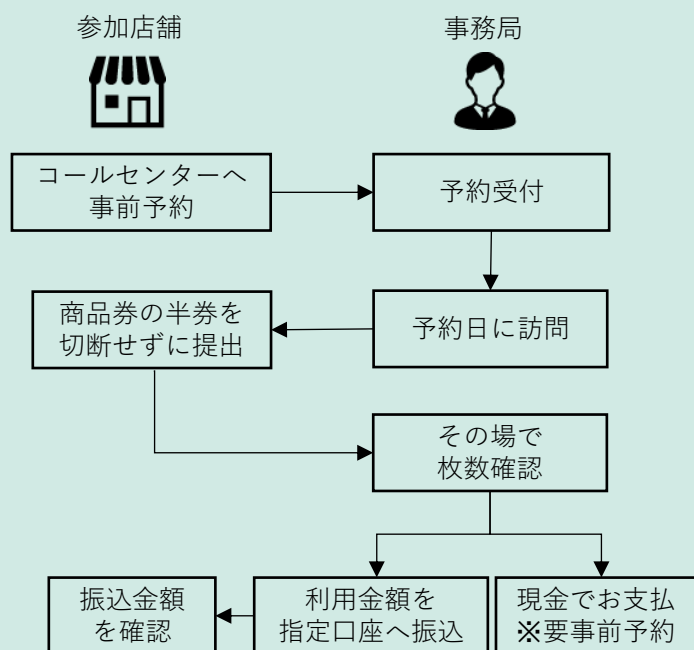
A.常設換金所



【常設換金所】

受付時間：沖縄市役所の開庁日 10：00～16：00
 受付場所：沖縄市役所 1階
 受付日：換金スケジュールをご確認ください。

B.参加店舗



A.常設換金所

使用済み商品券を常設換金所までご持参ください。事務局スタッフと枚数を確認後、換金申請書にご記入いただけます。
 ※半券の切り離しは不要です。
 混雑状況を確認されたい場合は、080-2738-8128までお電話ください。

B.参加店舗

事務局スタッフが予約された店舗へ訪問し、対面での換金受付を行います。訪問予約日までに使用済み商品券のご準備をお願い致します。事務局スタッフと枚数を確認後、換金申請書にご記入いただけます。
 ※半券の切り離しは不要です。
 商品券を数える機械は大きい音が出ます。あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

【訪問受付条件】

- ① **2営業日前までに事前予約を行ってください。**
 ※1日8件までの予約枠を設けておりますが、状況によっては予約枠数に満たない場合でも受付を締め切らせていただくこともございます。予めご了承のほどお願いいたします。
 ※スタッフが直接巡回し各店舗へ訪問するため、時間指定の受付は出来かねます。午前または午後のみでの受付になります。
 ※**枚数が1万枚を超える場合は予約時に、その旨をお伝えください。**

②電源（コンセント）の使用が可能
 枚数を数える機械を持ち込みますので、電源を使用させていただきます。

③訪問受付可能日が決まっています。
 次ページの換金受付スケジュールをご確認ください。

【予約方法】

下記の電話番号までお申し込みをお願い致します。
 電話番号：080-2738-8128
 予約受付時間：10：00～16：00（沖縄市役所開庁日のみ）

現金でのお支払いを希望する場合

後日振り込みではなく、換金申請時に現金でのお支払いも可能です。ご希望の場合は、事前予約を行ってください。
 なお、現金でのお支払いの場合は条件がございます。

【現金支払い受付条件】

- ① **2営業日前までに事前予約を行ってください。**
 ※1日10件までの予約枠を設けております。予約枠がいっぱいの際は、ご希望に添いかねます。
- ②**受付可能額は上限3万円（60枚）まで**
 ※換金申請時に事前の予約内容よりも枚数が多くなった場合でも対応出来かねます。予約内容通りの換金対応となります。ご予約前に枚数をご確認ください。

【予約方法】 下記の電話番号までお申し込みをお願い致します。
 電話番号：080-2738-8128
 予約受付時間：10：00～16：00（沖縄市役所開庁日のみ）

その他

- ①当日の受付状況によっては、受付完了までに少しお時間いただくこともございますので、予めご了承の程お願い致します。
- ②後日振込の際は「沖縄市エイサー商品券事務局」で振り込みます。
- ③換金申請書へ記入する「登録番号」が不明な場合、本マニュアルと一緒に郵送しております「登録通知書」をご確認ください。
 「登録通知書」を紛失した場合、コールセンターまでお問い合わせください。

登録通知書

【登録通知書について】
 受け取り可能券種：見取りのみ or 見取り券・戻投券両方
 登録番号（換金申請時に必要です）

お問い合わせ先：沖縄市エイサー商品券事務局
 コールセンター電話番号：0120-0238-128
 事務局（受付時間：10時～16時）：020-114-1616(中)
 本事務局サイト：http://okisaver.jp
 メールアドレス：aaa@okisaver.jp

換金受付スケジュールについて

換金受付スケジュールは下記の通りです。36回目以降は換金受付できかねますので必ず期限内にご対応をお願いいたします。事務局による検品作業後に、登録された指定口座へ入金を行います。検品後確認事項がある場合は、店舗へ連絡を行います。確認の状況次第では、下記のスケジュール通りにならない場合もございます。口座情報に変更がある際は速やかにコールセンターまでご連絡をお願いいたします。

郵送と常設換金
所での受付

事務局が店舗へ
訪問して受付



回数	申請受付期間 平日のみ 基本毎週水曜日締め	訪問受付日 基本毎週木曜日	入金予定日 基本金曜日
1回目	6/3~11		6/20 (金)
2回目	6/12~18	6/12 (木)	6/27 (金)
3回目	6/19~25	6/19 (木)	7/4 (金)
4回目	6/26~7/2	6/26 (木)	7/11 (金)
5回目	7/3~9	7/3 (木)	7/18 (金)
6回目	7/10~16	7/10 (木)	7/28 (月)
7回目	7/17~23	7/17 (木)	8/1 (金)
8回目	7/24~30	7/24 (木)	8/8 (金)
9回目	7/31~8/6	7/31 (木)	8/18 (月)
10回目	8/7~13	8/7 (木)	8/22 (金)
11回目	8/14~20	8/14 (木)	8/29 (金)
12回目	8/21~27	8/21 (木)	9/9 (火)
13回目	8/28~9/3	8/28 (木)	9/12 (金)
14回目	9/4~10	9/4 (木)	9/22 (月)
15回目	9/11~17	9/11 (木)	9/29 (月)
16回目	9/18~24	9/18 (木)	10/3 (金)
17回目	9/25~10/1	9/25 (木)	10/10 (金)
18回目	10/2~8	10/2 (木)	10/20 (月)
19回目	10/9~15	10/9 (木)	10/24 (金)
20回目	10/16~22	10/16 (木)	10/31 (金)
21回目	10/23~29	10/23 (木)	11/10 (月)
22回目	10/30~11/5	10/30 (木)	11/14 (金)
23回目	11/6~12	11/6 (木)	11/21 (金)
24回目	11/13~19	11/13 (木)	12/1 (月)
25回目	11/20~26	11/20 (木)	12/5 (金)
26回目	11/27~12/3	11/27 (木)	12/12 (金)
27回目	12/4~10	12/4 (木)	12/19 (金)
28回目	12/11~17	12/11 (木)	12/26 (金)
29回目	12/18~24	12/18 (木)	1/8 (木)
30回目	12/25~1/7	12/25 (木)	1/19 (月)
31回目	1/8~14	1/8 (木)	1/23 (金)
32回目	1/15~21	1/15 (木)	1/30 (金)
33回目	1/22~28	1/22 (木)	2/6 (金)
34回目	1/29~2/4	1/29 (木)	2/16 (月)
35回目	2/5~10	2/5 (木)	2/20 (金)
36回目	2/11~13	2/12 (木)	2/27 (金)

※1回目は
郵送のみの
受付になります。
※常設換金所の設置は
6/12からになります。
ご注意ください。

※年末年始など休日や祝日が連続する週は、入金が遅れる場合がございます。予めご了承ください。

コミュニティラジオ FMコザ内ミニコーナー番組&店舗オリジナル販促物制作について

◆ミニコーナー番組◆

コミュニティラジオ FMコザ内で参加店舗紹介のミニコーナー番組を設けます。参加店舗のスタッフの方に番組へご出演いただき、直接自店舗のPRが可能です。内容例：おすすめ商品・メニューのご紹介・商品券利用時のサービス券アピールなど



FM KOZA
エフエムコザ

ご希望の方は、下記までご連絡ください。
申込先メールアドレス：eisa-shouhinken@okikou.co.jp
メール本文へ下記の内容をご記入ください。

【内容】ミニコーナー番組への参加を希望します。

【店舗名】

【連絡先】

【ご担当者名】

【アピールポイント】

※出演いただくかは沖縄市との協議の上、決定させていただきます。

◆店舗オリジナル販促物制作◆

本事業における告知用オリジナルデザインを制作しプレゼントします。たとえば、SNS用画像・ポスターデザインなど
※デザインのためのプレゼントです。印刷等は自己負担をお願い申し上げます。

イメージ



ご希望の方は、下記までご連絡ください。
申込先メールアドレス：eisa-shouhinken@okikou.co.jp
メール本文へ下記の内容をご記入ください。

【内容例】オリジナルSNS用画像制作を希望します。。

【店舗名】

【連絡先】

【ご担当者名】

【アピールポイント】

よくある質問

質問	回答
破れている商品券は受け取っても大丈夫でしょうか？	表面のナンバリングが確認でき、あたかも2枚あるように細工された商品券でなければ、テープ等でくっつけてください。2/3以上欠損している場合は、受付不可となります。
換金はどのように行いますか。	本マニュアル3～6ページをご確認ください。
商品券を使った買い物等でおつりが発生した場合、おつりを出してもよろしいでしょうか。	お釣りは出ませんので、ご注意ください。
換金申請を店舗受付で行う場合、希望の時間通りに対応を行ってくれますか？	スタッフが直接巡回し各店舗へ訪問するため、時間指定の受付は出来かねます。午前または午後のみでの受付になります。なお、予約枠が埋まっている場合は、ご希望に沿うことは出来かねます。
商品券裏面の「取扱店名」への押印は必要でしょうか？	使用された商品券の再流出を防ぐ為に設けています。お手数をお掛け致しますが、押印の程よろしくお願い致します。枠を大きくはみ出している場合、問題ございません。
お客様から質問を受けましたが、回答が分かりません	下記、問い合わせ窓口へ問い合わせするようご案内ください。
使用済み商品券は切り離さないといけないでしょうか？	対面での換金申請される場合は、商品券の半券を切り離す必要はございません。郵送で換金申請される場合は切り離し、店舗での保管をお願い致します。
換金申請書の登録番号とは何ですか？	販促物を郵送した際に同封しております、書類「登録通知書」をご確認ください。

問い合わせ先

沖縄市エイサー商品券事務局

電話番号：0120-025-125

営業時間：10：00～16：00、土日祝日も営業(12/27～1/4はお休み)

本事業専用サイト：<https://okinawacity-eisa.com/>

本事業専用サイトはこちら

【換金予約連絡先】

電話番号：080-2738-8128

営業時間：10：00～16：00 沖縄市役所開庁日のみ

